



島根県報

平成17年 1月28日 (金)
 第 1,645 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則	
島根県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則	(都 市 計 画 課) 1
告 示	
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課) 2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(") 2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(") 2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(") 3
土地改良事業変更施行の認可	(農 村 整 備 課) 3
土地改良区の清算人の就任の届出 (2 件)	(") 3
換地計画書の縦覧 (15 件)	(") 4
解除予定保安林	(森 林 整 備 課) 9
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課) 10
道路の供用開始	(") 10
道路の位置の指定	(建 築 住 宅 課) 11
収入証紙売りさばきの廃止	(審 査 課) 11
教委規則	
島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則	(教 育 庁 総 務 課) 12
教委告示	
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定による教科用図書採 択地区の設定	(義 務 教 育 課) 17
人委規則	
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定 める規則の一部を改正する規則	17

公布された条例等のあらまし	
島根県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則 (規則第 5 号)	
1 規則の概要	審議会委員から市町村長を除くこととした。(第 2 条関係)
2 施行期日	公布の日から施行することとした。

規 則

島根県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第5号

島根県屋外広告物審議会規則の一部を改正する規則

島根県屋外広告物審議会規則（昭和49年島根県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、市町村長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 木村医院	雲南市木次町木次274番地	平成17年1月1日

島根県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
木村医院	雲南市木次町木次274番地	平成16年12月31日

島根県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 木村医院	雲南市木次町木次274番地	居宅療養管理指導	医療法人 木村医院	雲南市木次町木次274番地	平成17年1月1日

島根県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
木村 融	雲南市木次町木次274番地	居宅療養管理指導	木村医院	雲南市木次町木次274番地	平成16年12月31日

島根県告示第106号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行を認可した。

平成17年 1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	認可年月日
松江市土地改良区	上岡地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成17年 1月21日

島根県告示第107号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成17年 1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

邇摩郡仁万土地改良区

1 就任した清算人の氏名及び住所

- 森 藤次郎 邇摩郡仁摩町大字仁万町632番地
- 森田 建樹 邇摩郡仁摩町大字仁万町1044番地1
- 森 茂広 邇摩郡仁摩町大字仁万町908番地
- 鎌田 勤 邇摩郡仁摩町大字天河内町236番地4
- 木挽 繁良 邇摩郡仁摩町大字仁万町1978番地2
- 渡辺 茂 邇摩郡仁摩町大字仁万町1588番地4
- 竹内 勝己 邇摩郡仁摩町大字仁万町1110番地
- 山本 正樹 邇摩郡仁摩町大字仁万町1431番地

2 就任年月日

平成16年12月17日

島根県告示第108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

邇摩郡仁摩町宅野土地改良区

1 就任した清算人の氏名及び住所

藤間 元康 邇摩郡仁摩町大字宅野町150番地

辻 武 邇摩郡仁摩町大字宅野町224番地

大崎 正則 邇摩郡仁摩町大字宅野町298番地

大床 政善 邇摩郡仁摩町大字宅野町708番地

森田 勝義 邇摩郡仁摩町大字宅野町692番地2

坂根 正清 邇摩郡仁摩町大字宅野町913番地1

白枝 秀昭 邇摩郡仁摩町大字宅野町215番地

2 就任年月日

平成16年12月17日

島根県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美（益田）地区西長沢工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年1月28日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美（美都）地区山料工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
 - 2 縦覧の期間
平成17年 1月28日から21日間
 - 3 縦覧の場所
益田市役所
-

島根県告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美（益田）地区金ヶ峠工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年 1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
 - 2 縦覧の期間
平成17年 1月28日から21日間
 - 3 縦覧の場所
益田市役所
-

島根県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美（美都）地区丸茂工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年 1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
 - 2 縦覧の期間
平成17年 1月28日から21日間
 - 3 縦覧の場所
益田市役所
-

島根県告示第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美（益田）地区岩柄工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

る。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年1月28日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う悠YOUおおち北地区下の原工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年1月28日から21日間

3 縦覧の場所

江津市役所

島根県告示第115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う悠YOUおおち北地区渡田工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年1月28日から21日間

3 縦覧の場所

江津市役所

島根県告示第116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う都治地区第3工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年 1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成17年 1月28日から21日間
- 3 縦覧の場所
江津市役所

島根県告示第117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南（吉田）地区小川内工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年 1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成17年 1月28日から21日間
- 3 縦覧の場所
雲南市役所

島根県告示第118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南（頓原）地区才谷工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年 1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成17年 1月28日から21日間

3 縦覧の場所
飯南町役場

島根県告示第119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う千家地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年1月28日から21日間

3 縦覧の場所

斐川町役場

島根県告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（日原）地区下左鐙工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年1月28日から21日間

3 縦覧の場所

日原町役場

島根県告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（柿木）地区原手工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年 1月28日から21日間

3 縦覧の場所

柿木村役場

島根県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う隠岐島前（海士）地区北分工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年 1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年 1月28日から21日間

3 縦覧の場所

海士町役場

島根県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う隠岐島前（海士）地区吉津工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年 1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年 1月28日から21日間

3 縦覧の場所

海士町役場

島根県告示第124号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
那賀郡弥栄村大字三里口328 - 5、口446 - 3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

島根県告示第125号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長	
県 道	出雲仁多線	仁多郡仁多町大字河内1527番11地先から同大字1523番1地先まで	前	メートル 6.00～ 25.00	メートル 286.00	木次土木建築事務所仁多土木事業所	災害防除工事 拡幅	
			後	11.00～ 29.00	286.00			
"	大社立久恵線	出雲市高松町1230番1地先から同町1054番地先まで	前 A	5.00～ 12.00	258.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ迂回路設置	
			後	A	5.00～ 12.00			258.00
				B	5.40～ 9.00			80.00
"	跡市波子停車場線	江津市敬川町647番6地先から同市波子町口76番1地先まで	前	A	4.00～ 12.00	310.00	浜田土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	18.00～ 40.00	310.00		
			後 B	18.00～ 40.00	310.00			

島根県告示第126号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	出雲市東林木町977番1地先から同町1330番地先まで	メートル 539.00	平成17年 1月28日	出雲土木建築事務所	
"	261号	江津市松川町長良112番5地先から同町長良776番1地先まで	769.00	平成17年 1月31日	浜田土木建築事務所	
県道	杉戸仁多線	雲南市吉田町上山字上山1177番2地先から同字1177番4地先まで	102.00	平成17年 1月28日	木次土木建築事務所	
"	出雲仁多線	仁多郡仁多町大字河内1527番11地先から同大字1523番1地先まで	286.00	"	木次土木建築事務所仁多土木事業所	
"	邑智大森線	邑智郡美郷町杵谷140番5地先から同150番1地先まで	185.00	"	川本土木建築事務所	

島根県告示第127号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成17年 1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 道路の位置

平田市灘分町1307番4、同1318番1の一部

2 道路の幅員

6.0メートル

3 道路の延長

82.15メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路側溝及び道路境界標を設置して標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成17年 1月21日 第6号

備考

別紙図面は、出雲土木建築事務所及び平田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第128号

次の者の島根県収入証紙売りさばき人の指定を取り消したので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

平成17年 1月28日

島根県知事 澄 田 信 義

取消年月日	指定番号	売りさばき場所	住所及び氏名
平成16年12月31日	881	雲南市三刀屋町三刀屋533番地	雲南市三刀屋町三刀屋533番地 入沢 麻徳
平成17年1月31日	353	江津市浅利町197番地2号	江津市浅利町197番地2号 石田 滋

教育委員会規則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年1月28日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第2号

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則（昭和36年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 文書及び公印等の取扱いに必要な帳票等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 令達番号簿（様式第1号）
- (2) 公印印影印刷受払簿（様式第2号）
- (3) 公印新調（改刻・廃止）協議書（様式第3号）
- (4) 公印届（様式第4号）
- (5) 公印台帳（様式第5号）
- (6) 教育委員会印及び教育長印使用簿（様式第6号）
- (7) 收受印（様式第7号）
- (8) 特殊郵便物交付簿（様式第8号）
- (9) 起案用紙（様式第9号）
- (10) 決裁印（様式第10号）
- (11) ファイルの表紙（様式第11号）
- (12) ファイルの背表紙及び背表紙シール（様式第12号）
- (13) 文書目録（様式第13号）
- (14) ファイル管理表（様式第14号）
- (15) ファイル引継表（様式第15号）
- (16) 保存文書利用簿（様式第16号）
- (17) 電話（口頭）録取票（様式第17号）

第17条第1項第3号中「本庁にあっては整理番号により、教育機関等にあっては文書件名簿により」を「、整理番号により」に改め、同条第2項中「、整理番号及び文書件名簿にあっては」を「、その他にあっては整理番号により」に改める。

第31条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 交付を受けた文書については、保存期間が1年未満のもの及び軽易な文書を除き、システムに文書の標題、收受年月日その他必要な事項を登録するものとする。ただし、総務課長がその登録を省略できると認めるものについては、この限りでない。

第33条第1項第3号中「起案用紙（様式第10号）」を「起案用紙（様式第9号）」に改める。

第47条第2項中「第33条第1項第3号」を「第33条第1項第2号」に改める。

第76条の 2 を次のように改める。

第76条の 2 担当者は、前条の規定により配布を受けた文書について、保存期間が 1 年未満のもの及び軽易な文書を除き、システムに文書の標題、收受年月日その他必要な事項を登録するものとする。ただし、総務課長がその登録を省略できると認めるものについては、この限りでない。

第77条の 2 から第77条の 4 までを削る。

第78条を次のように改める。

第78条 削除

第79条の 2 を削る。

第81条を次のように改める。

第81条 削除

第82条中「、起案書の所定欄に押印し」を削る。

第82条の 2 を削る。

第83条第 1 項を次のように改める。

第31条の 3、第32条の 2、第34条、第35条（第 2 項第 2 号及び第 3 号を除く。）、第36条、第37条、第40条、第43条、第44条、第46条、第47条及び第49条の 2 から第49条の 4 までの規定は、教育機関等における文書の取扱いについて準用する。

別表第 2 中「(1) 規則」を「 1 規則」に、「ア 制定の場合」を「(1) 制定の場合」に、「イ 全部改正の場合」を「(2) 全部改正の場合」に、「ウ 一部改正の場合」を「(3) 一部改正の場合」に、「エ 廃止の場合」を「(4) 廃止の場合」に、「(2) 訓令(甲)」を「 2 訓令(甲)」に、「(3) 告示」を「 3 告示」に、「イ 改正の場合」を「(2) 改正の場合」に、「ウ 廃止の場合」を「(3) 廃止の場合」に、「(4) 公告」を「 4 公告」に改める。

様式第 1 号中「様式第 1 号」の次に「(第17条関係)」を加える。

様式第 2 号を削り、様式第 3 号中「様式第 3 号」の次に「(第20条関係)」を加え、同様式を様式第 2 号とする。

様式第 4 号中「様式第 4 号」の次に「(第24条関係)」を加え、同様式を様式第 3 号とする。

様式第 5 号中「様式第 5 号」の次に「(第25条関係)」を加え、同様式を様式第 4 号とする。

様式第 6 号中「様式第 6 号」の次に「(第26条関係)」を加え、同様式を様式第 5 号とする。

様式第 7 号中「様式第 7 号」の次に「(第28条関係)」を加え、同様式を様式第 6 号とする。

様式第 8 号中「様式第 8 号」の次に「(第29条関係)」を加え、同様式を様式第 7 号とする。

様式第 9 号中「様式第 9 号」の次に「(第29条関係)」を加え、同様式を様式第 8 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第9号 (第33条関係)

付箋

島根県起案用紙

分 類						記号・番号						
処 理 経 過	収 受	年 月 日		審 査	案 1	案 2	案 3	案 4	案 5			
	起 案	年 月 日										
	処 理 期 限	年 月 日										
	決 裁	年 月 日										
	施 行	年 月 日										
担 当 課				公 印								
				発 送 日								
起 案 者		職		発 送 種 別								
		氏名		内線		情報公開						
件 名												
		受 信 者			発 信 者			部数		施 行 上 の 注 意		
施 行 上 の 取 扱	案 1											
	案 2											
	案 3											
	案 4											
	案 5											
決 裁 区 分												
回 議 課 G	(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G	(5)	G		
合 議 課 G	1	課	(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G		
	2	課	(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G		
	3	課	(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G		
	4	課	(1)	G	(2)	G	(3)	G	(4)	G		
起 案 理 由												
<p>.....</p>												
発 送 種 別		書留 速達 配達証明 内容証明 国際郵便 ファクシミリ 電子メール 庁内施行 LGWAN										
施 行 上 の 注 意		例規 県報登載 官報報告 新聞等による報道										

注 発送種別、施行上の注意については、該当するものの番号をそれぞれの欄に記入すること。
該当するものがない場合には、簡潔にその内容を記入すること。

様式第10号から様式第13号までを削る。

様式第14号中「様式第14号」の次に「(第45条関係)」を加え、同様式を様式第10号とし、様式第15号を様式第11号とし、様式第16号を様式第12号とする。

様式第17号中「様式第17号」の次に「(第54条の2関係)」を加え、同様式を様式第13号とする。

様式第18号から様式第21号を削り、様式第22号中「様式第22号」の次に「(第54条の6関係)」を加え、同様式を様式第14号とする。

様式第23号中「様式第23号」の次に「(第55条の2関係)」を加え、同様式を様式第15号とする。

様式第24号中「様式第24号」の次に「(第58条関係)」を加え、同様式を様式第16号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第25号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成16年10月14日から適用する。ただし、この規則による改正後の別表第 2、様式第 9 号及び様式第17号については、平成16年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 教育機関等の公文書の管理において、改正後の島根県教育庁等事務処理規則の規定によることが困難であると総務課長が認めるものについては、当分の間、なお従前の例による。

3 システムの利用に必要な電気通信回線又は電子計算機の整備が不十分である等の事由により、改正後の島根県教育庁等事務処理規則の規定によることが困難であると総務課長が認めるものについては、当該事由が解消されるまでの間、なお従前の例による。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第 1 号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条の規定により、教科用図書採択地区を次のとおり定め、平成17年 1 月28日から施行する。

教科用図書採択地区の定め（平成13年島根県教育委員会告示第 2 号）は廃止する。

平成17年 1 月28日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

採択地区名	構成市郡の名称
松江採択地区	松江市 安来市 八束郡
出雲採択地区	出雲市 平田市 雲南市 仁多郡 飯石郡 簸川郡
浜田採択地区	浜田市 大田市 江津市 邇摩郡 邑智郡 那賀郡
益田採択地区	益田市 鹿足郡
隠岐採択地区	隠岐郡

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 1 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 1 号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第27中 「 町長部局 課長 総務課主査 総務課課長補佐 」 を

「 町長部局 課長 出納室長 総務課主査 総務課課長補佐 」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。